外交防衛 委員会)

千九百九十四 I 年 の 関 税及び 貿 易に関 する一般 協 定 の 譲 許 表第三十八表 (日 本 玉 の 譲 許 表 の 修

正 及 び訂 正 に .関する二千九年六月十五日に 作 成 2 れ た 確 認 書 の 締 結 に つい て 承 認 を 求 め る の 件

閣 条 第 | 二号) (衆議 院送付) 要旨

世 界貿 易機 関 を設立するマラケシュ 協 定 に 含 まれている千九百 九 十四年 の 関 税及 び 貿 易 に 関 する 般

協 定 に 附 属 す る 我 が 玉 の 譲 許 表 $\overline{}$ 以下「 我 が 玉 の 譲 許 表」 ح ١J . う。) の 現 行 の 品 目 分 類 は 九 九 六 年 平

成 八 年 に 改 正 さ れ た 商 品 の 名 称 及 び 分 類 につい て の 統一 シ ステ 厶 に 関 す る 国 際 条約」 以 下 統 シス

テ 厶 条 約 ح 11 、 う。) の 品 目 表に 沿っ て 行 わ れ て しし る

統 シ ステム 「条約 の 品 目 「表は、 技 紨 革新 による 新 製 品 の 登場、 国 際 貿易の 態 樣 の変化、 品目 分類 の 明 確 化

取 引 量 の 把 握 の 必要性等 を理由として累次にわたっ て改正されてきており、二〇〇二年(平成十四年)一月

さ れ た。 統一システム条 た統一システム条約の改正 (以下「HS二〇〇二」という。)では、 約 の締約 国である我が国は、 我 が 国 の関税定率における品目表及び統計 品 目 所 が 表 を 同

約三八〇

筃

改

正

日

に

効

力を生じ

改

正に適合させるため、 関税定率 法及び関税暫定措置 法 の別表 の品目分類を改正した。 これに伴 ľί 我が 玉

の 譲 許 表 の 品 目 .分類をHS二〇〇二に適合させることが求められてい る。

こ の た め、 我 が 玉 の 譲 許 表 の修 正 及 び訂 正案が、 世 一界 貿 易 機 関 $\overline{}$ W Т 0 事 務 局 から二〇〇八年 (平成二

十年) 八月に 全 て の W Τ 0 加 盟 玉 に 通 報 さ 'n 同年 $\dot{+}$ 月二十九 日に 全ての 加 盟 玉 に よって承認 さ れたこと

を受け、 二〇〇九年 (平成二十一年)六月十五 日に こ の 確 認 書 が 作 成 され た

認書は、 及び

確

認

書

に

附

属

す

る

我

が

玉

の

譲

許

表

の

修正

訂

正

か

5

成

וֹ

そ の 主 な 内 容は 次 の とお ij で あ

こ

の

確

前文、本文及び末文並びにこの

我 が 国 の 譲 許 表 の 修 正 及 び 訂 正 は、 九 九 年 $\overline{}$ 平 成三年) 十月 八 日 に千 九 百 四十 七 年 の 関 税 及 び 貿 易

に 関 す る 般 協 定 の 締 約 玉 4 が 採 択 し た 統 シ ステ 厶 の 変更 の 実 施 の た め の 手 続 に 関 す る 決 定 の 規 定 に ょ

1) 確 定 れ た も の であ ることを 確 認 する。

こ、こ の 確 認 書 に 附 属 す る 我 が 国 の 譲 許表 の 修正及び訂正は、 我が国 が国内手続完了後にWT Ö 事 務 局 長に

宛 7 た 通 告書 に に従って 効力を生ずる。

我 が 国 の 譲 許 表 の 品 目分類をHS二〇〇二に適合させるため、 我が国の譲許表及びその附属書をそれぞ

れ 修正及び訂正する。